



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 2 日 (金)
第 8 4 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書類の指定 (739) (青少年・家庭課) 2
	児童福祉法による指定障害児入所施設の指定 (740) (子ども発達支援課) 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出 (741) (水産課) 2
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (32) 3
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第739号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7172	雑誌	Yha! Hip&Lip 2012 11月号	雑誌 08877-11	株式会社ワニマガジン社
7173	〃	コミック ホットミルク 2012 11月号	雑誌 13941-11	株式会社コアマガジン
7174	〃	べっぴんDMM No. 51 2012 11月号	雑誌 17939-11	株式会社ジーオーティー
7175	〃	もっとすごい本当のH話コレクション11月号	雑誌 08779-11	株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディア
7176	〃	COMIC ペンギンクラブ山賊版11月号	雑誌 07933-11	富士美出版株式会社
7177	〃	週刊大衆臨時増刊 sexyアイドル大集合 special 10月21日号	雑誌 20439-10/21	株式会社双葉社
7178	書籍	人殺し大百科 新装版	ISBN 978-4-7817-0113-4	株式会社データハウス
7179	〃	大人の女性のための愛の専門誌アムール	ISBN 978-4-86444-089-9	株式会社サン出版

鳥取県告示第740号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設を指定したので、同法第24条の18の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	平成24年10月1日	障害児入所支援
〃	〃	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	〃	〃

鳥取県告示第741号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平井 伸治

届出事項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区 の 名 称	漁船損害等補償 法第113条第1項 の申出の相手方 となる漁業協同 組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北四丁目24-14 小林 博 鳥取市賀露町北四丁目33-15 廣岩 栄一	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同 組合	鳥取市賀露町西四 丁目1806 鳥取県漁業協同組 合本所	平成24年11月 2日から同月 16日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市鹿野町小畑集会所	鳥取市鹿野町水谷652

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平井 伸治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成25年2月15日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成25年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成25年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成25年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成25年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成24年12月3日(月)から同月6日(木)まで

なお、郵送による場合は、平成24年12月6日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(持参又は郵送によること。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成25年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者)にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。)
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者)にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成25年3月13日(水)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成25年3月31日(日)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7190）に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年11月2日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成24年12月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第29会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の 管内に居住する者
	平成24年12月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年11月2日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年12月2日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成24年12月2日 午後1時から午後 3時20分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年12月9日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年12月11日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	5人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。